

社外秘

旭東電気(株)化学物質管理ランク指針

(第7版)

分類番号 Q3-02

旭東電気株式会社

起案部門 品質保証部

制定 2011 年 8 月 1 日	承認	松原	検印	/	検印	/	作成	浜田
改訂 2023 年 4 月 20 日			/		/			

目次

改訂履歴表	1
1 目的	2
2 適用範囲	2
3 運用及び適用除外	2
4 制定と改廃	2
5 用語の定義	2
6 規定管理物質	5
6. 1 禁止物質レベル1	5
6. 2 禁止物質レベル2	20
6. 3 禁止物質レベル3	22
6. 4 管理物質	22
6. 5 本指針で規定する物質	23
7 化学物質情報の伝達	24
8 教育・訓練	24
9 記録の管理	24

～ 関連付属書類 ～

【付属データ-1】：

『旭東電気(株)化学物質管理ランク指針』 禁止物質(レベル1, 2, 3)-管理物質_例示物質リスト

【付属書-2】：

『除外項目一覧表』

【付属書-3】：

『禁止物質の管理値一覧』

【付属書-4】：

『製品に関する化学物質についての不使用保証書』

【付属書-5】：

『樹脂難燃剤_含有確認書』

改訂履歴表

版数	改訂年月日	改 訂 内 容	承 認	作成
1版	2011. 8. 1	初版発行	西村	速形
2版	2015. 2. 27	最新の顧客要求・法規法令等に合わせた見直しを実施。	西村	浜田
3版	2016. 9. 7	最新の顧客要求・法規法令等に合わせた見直しを実施。 それに伴い、関連付属書の見直しを実施。	西村	浜田
4版	2019. 1. 7	最新の顧客要求・法規法令等に合わせた見直しを実施。 それに伴い、関連付属書類の見直しを実施。	大西	浜田
5. 1版	2020. 11. 02	最新の顧客要求・法規法令等に合わせた見直しを実施。 それに伴い、関連付属書類の見直しを実施。	西村	浜田
6版	2022. 02. 02	最新の顧客要求・法規法令等に合わせた見直しを実施。 それに伴い、関連付属書類の見直しを実施。(赤文字部)	大西	浜田
7版	2023. 04. 03	最新の顧客要求・法規法令等に合わせた見直しを実施。 それに伴い、関連付属書類の見直しを実施。(赤文字部)	松原	浜田

1. 目的

「旭東電気(株)化学物質管理ランク指針」は、地球環境や人体・生態への影響を考慮したグローバルなビジネス環境に対応する為、旭東電気(株)(以下当社と云う)が設計・生産・販売する製品および、それを構成する部品・材料等に含有する化学物質について環境負荷物質として使用を禁止する物質および削減・管理を必要とする物質を明確にし、当社内及び部品・材料等の購入先に周知徹底し、法令順守・環境負荷低減の徹底と製品の環境品質の向上を目的とする。

2. 適用範囲

当社が設計、生産、販売する製品・部品を構成する、当社選定調達部品に適用する。但し顧客要請により、必要と判断された製品は個別に当該規定を適用する。

3. 運用及び適用除外

- 1) 主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は、販売時点および販売地域での条約・法・条例・業界指針その他必要要件を完全に順守し、かつ本指針を順守すること。
- 2) 基本的には本指針の順守を原則とするが、顧客要望で本指針の内容で了解が得れない場合は、個別に判断し顧客要求基準で運用する。
- 3) 以下の場合は本指針の管理ランクの適用は受けない。
 - ・研究及び開発で使用する化学物質。(但し製品化された場合は適用する)

4. 制定と改廃

- 1) 本指針に関する事項については品質部門で審議し、部門長が承認決裁する。
- 2) 本指針について改廃などの必要が生じた場合は、その旨を品質部門に申請する。
- 3) 本指針の内容は定期的(1回／年)に品質部門で審議し見直す。但し以下の場合は適宜、品質部門にて見直し、部門長の承認を得て改訂する。
 - ・法改正など、社会動向の変化を反映する必要が生じた場合。
 - ・技術動向の進展(代替技術・評価技術)、ハザードデータ、暴露データ及びリスク評価データ等の充実を反映する必要が生じた場合。
- 4) 本指針は原則として「パナソニックグループ：化学物質管理ランク指針(製品版)」の最新バージョンを基に制定、改廃する。

5. 用語の定義

本指針は、以下のように用語を定義する。

SOC : ” Substance Of Concern” の略。
環境負荷物質。

化学物質 : 天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。 ” preparation” ともいう。

混合物 : 二つ以上の化学物質を混合したもの。
” mixture” ともいう。

化学品 : 化学物質及び／又は混合物。
” chemical product” ともいう。

成形品 : 製造中に与えられた特定の形状・外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を決定づけているもの。
” article” ともいう。

chemSHERPA-CI : SDSを補完して、物質／混合物に含有する化学物質情報を伝達するための情報伝達様式。

chemSHERPA-AI : 成形品に含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達様式。

- chemSHERPA(ケムシェルパ)ホームページ参照
<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

成分表 : 化学品及び／又は部品を構成する成分の含有比率(含有量)を明確に記したもの。成分表を用いてchemSHERPA記載情報の相互確認をすることが出来るが企業機密にかかる為、メーカーからの開示は困難な場合がある。

Mill-Sheet : 鋼材の材質を証明する添付書類のこと。
鉄鋼メーカーが鋼材製品を納入時に発注者へ発行する証明書。
内容は鋼材の機械的性質や成分などのほか、規格値と製造実績値が記載される。試験成績表(書)や検査報告書と別名を付けるメーカーも有る。

RoHS指令対象物質の精密分析データ(結果) :
　　歐州RoHS指令に基づく有害物質をIEC62321(旧版IEC62321:2008を除く)に準拠した方法で分析した測定値データ。

不使用保証書(不含有証明書) :

「旭東電気(株)環境化学物質管理ランク指針」の最新版において、使用を禁止している化学物質に対し、「使用していない」「使用しない」ことを取り交わした宣言書。
最新版フォームを『【付属書-4】「製品に関する化学物質についての不使用保証書」』に示す。

IEC62321 : RoHS分析の検査測定の国際標準。
　　”電気電子機器製品内の規制物質の含有量測定手順標準”

旭東電気(株)化学物質管理ランク指針 :

既に製品含有が禁止されている物質、近い将来に禁止が決定している物質および当社として自主的に使用を制限する物質を記した基準。

禁止物質レベル1 :

以下に示すいずれかの物質の中で、当社の製品に含有する可能性のある物質を対象とする。該当する物質を使用している場合は即時に使用を中止しなければならない。

- 法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質。
- 本指針の施工後1年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質。但し、法規制開始日と本指針の施行日の関係から法施行より1年以上前に禁止物質レベル1に制定する場合もある。

禁止物質レベル2 :

禁止物質レベル1に定める物質以外で、次に示すいずれかの物質を対象とする。

- 条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質。
- 当社として条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質。
- 当社の自主的な取組みで使用を制限する物質。

本物質の製品含有が確認された場合には、本指針で規定された期限や条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

禁止物質レベル3 :

禁止物質レベル1およびレベル2に定める物質以外で、法規制等で禁止が検討されており、今後の法規制動向を踏まえ代替に向けた課題を明確にすると共に当社として禁止時期を検討する物質。本物質は現時点では製品含有の禁止時期は設定しない。

管理物質 : 使用実態を把握し、健康・安全衛生・適正処理等に考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について「意図的使用」あるいは「含有既知」である場合を把握対象とする。なお、「含有既知」とは「原料メーカから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「何らかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。

製品含有 : 製品、部品、デバイス、材料等に含有するすべての場合を指す。例えば次のような状態を指す。

- ・ 対象物質が意図的に使用された状態。
- ・ 不純物として含有する状態。
- ・ 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着・移行した状態。
例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型・治工具・機械設備、または塗料などに接触する容器やホース等は、残留又は付着・移行に注意が必要。

意図的使用 : 特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の製造時に意図して使用する事をいう。
但し、製品に最終的に含有しない場合は除く。

不純物 : 不純物とは、天然素材中に含有され精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ、技術的に除去できない物質をいう。

規制値 : 禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度、および／または当社に納入される部品、材料等において、購入先が禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度をいう。なお、含有濃度には不純物濃度を含む。

管理値 : 禁止物質レベル1の対象物質／物質群の不使用管理ができていれば超えないと考えられる含有濃度をいい、当社で管理する為の濃度をいう。
万一、禁止物質の含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を検討・要請する。
管理値については『【付属書-3】「禁止物質の管理値一覧」』を参照。

含有濃度 : 含有濃度とは、均質材料(ホモジニアスな材料)の質量を分母とした濃度とする。尚、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えは次のものを均質材料とする。

- ・ 化合物、ポリマー、アロイ、金属合金など
- ・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
例：塗料及び接着剤は乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成形後の状態。ガラス及びセラミックは焼成後の状態。
- ・ 塗装、印刷、めっきなどの単層。それらが複層の場合はそれぞれの単層を均質材料とする。

納入禁止日 : 購入先から、当社への部品・デバイス・材料等の納入を禁止する日。

6. 規定管理物質

6.1 : 禁止物質 レベル1

国内外における以下の代表的な法規制を基に規定した物質。

当社に納入される部品・材料及び当社の出荷製品では意図的な使用が無く、かつ不純物としての含有濃度が『表1』に示す規制値未満を保証することが必要である。

また、別途規定する管理値を超えた場合は、意図的使用、または混入の可能性があると考えられる為、再分析・含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を検討する。

『表1：禁止物質 レベル1リスト(物質／物質群)』 参照

リサイクル材においても禁止物質 レベル1の含有に関して、上記不純物と同様に規制値未満が保証されていると共に、管理値未満に管理された状態にあることが必要である。

6.1.1 : 日本における法規制ならびに規制対象

- 「化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律」(以下、化審法と略記)での第一種特定化学物質。(製造・輸入禁止物質)
- 「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(以下、オゾン層保護法と略記)での特定物質。
- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、資源有効利用促進法と略記)による含有物質の管理および情報提供の義務で対象となる物質。

6.1.2 : 海外における法規制、国際的条約ならびに規制対象

- 「R o H S 指令(Directive 2011/65/EU)；電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令」(以下、RoHS指令と略記)
- 「R E A C H 規則(Regulation(EC) No, 1907/2006)；化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則」のAnnex XVII(制限物質)(以下、REACH規則Annex XVIIと略記)
- 「P O P s 規則(Regulation(EC) No, 2019/1021)；残留性有機汚染物質に関する欧州議会及び理事会規則」のAnnex I(以下、POPs規則Annex Iと略記)
- 「オゾン層破壊物質規則(Regulation (EC) No 1005/2009)；オゾン層破壊物質に関する欧州議会及び理事会規則」(以下、ODS規則と略記)
- 「ドイツ化学品禁止規則(ChemVerbotsV)」
- 「デンマーク ホルムアルデヒド規制(No, 289, 22_June_1983)」(以下、ホルムアルデヒド規制と略記)
- 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(The_Montreal_Pro tocol_on_Substances_that_Deplete_the_Ozone_Layer)」(以下、モントリオール議定書と略記)
- 「米国オゾン層破壊物質に関する環境税(Environmental_Taxes_on_Ozone-depletingchemicals(ODCs) ; 26_CFR_52.4682-1～3)」(以下、米国フロン税と略記)
- 「米国_大気浄化法(Clean Air Act)；タイトル_VI_成層圏オゾン層保護」(以下、米国大気浄化法と略記)
- 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants)」(以下、POPs条約と略記)
- 「カナダ環境保護法1999(Canadian Environmental Protection Act, 1999)」(以下、カナダ環境保護法1999と略記)
- 「米国有害物質規制法(Toxic_Substances_Control_Act)」(以下、TSCAと略記)
- 「水銀に関する水俣条約(Minamata Convention on Mercury)」(以下、水俣条約と略記)
- 「E L V指令(Directive 2000/53/EC)；使用済み自動車に関する欧州議会及び欧州連合理事会指令」(以下、EVL指令と略記)
- 「フッ素化温室効果ガス規則(Regulation(EU)No 517/2014)；フッ素化温室効果ガスに関する欧州議会及び理事会規則」(以下、Fガス規則と略記)

『表1』：禁止物質レベル1 リスト（物質／物質群）

注意1：当社顧客の要求により規制値・管理値を個別に、より低く（より厳しく）設定する場合がある。

注意2：主な物質の分析方法については、IEC62321（旧版IEC62321:2008を除く）^{*1}に準拠すること。

注意3：本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条例・業界指針などで規定されている場合はそれらを完全に順守すること。

注意4：RoHS指令以外の規制では、補修用スペアパーツであっても含有する禁止物質が規制の対象となる場合がある為、注意が必要^{*9}。

No.	物質／物質群（日本語）	旭東電気(株)の規制値	主な参考法令
1	ポリ塩化ビフェニル (PCB)類 (表2-1参照)	意図的使用禁止 かつ50ppm未満であること ^{*2}	化審法 ^{*10} POPs条約 POPs規則 AnnexI
	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類 (表2-2参照)	50ppm未満であること ^{*2}	REACH規則 Annex X VII
2	アスベスト類 (表2-3参照)	意図的使用禁止 なお、併行生産や製造設備からの意図しない混入／付着も含めて、当該物質の含有を禁止する	REACH規則 Annex X VII
3	特定有機スズ化合物(1) ビス(トリブチルスズ)=オキシド (TBTO) 3置換有機スズ化合物 (表2-4参照)	1000ppm未満(スズ含有濃度 ^{*3})であること ^{*2}	化審法 REACH規則 Annex X VII
4	特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ(DBT)化合物 (表2-5参照)	1000ppm未満(スズ含有濃度 ^{*3})であること ^{*2, *4}	REACH規則 Annex X VII
5	特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ(DOT)化合物 (表2-6参照)	1000ppm未満(スズ含有濃度 ^{*3})であること ^{*2} (規制対象に限定あり)	REACH規則 Annex X VII
6	短鎖形塩化パラフィン (SCCP, C10-13) (表2-7参照)	意図的使用禁止 かつ中鎖型塩化パラフィン (MCCP, C14-17)の不純物として含有する場合は1500ppm未満であること ^{*2}	POPs規則 AnnexI POPs条約 化審法
7	特定臭素系難燃剤 「PBB・PBDE」 (表2-8参照)	意図的使用禁止 かつ1000ppm未満であること ^{*5} RoHS指令対象機器以外については PBDEは500ppm未満であること ^{*11}	化審法 RoHS指令 REACH規則 Annex X VII POPs規則 AnnexI TSCA
8	特定アミンを形成するアゾ染料、 顔料 (表2-20参照)	特定アミンとして30mg/kg(30ppm) 未満であること ^{*2} (規制対象に限定あり)	REACH規則 Annex X VII
9	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上の物質) (表2-9参照)	意図的使用禁止 ^{*2}	化審法 POPs条約 POPs規則 AnnexI

(続き有り)

No.	物質／物質群（日本語）	旭東電気(株)の規制値	主な参考法令
10	カドミウム及びその化合物 (表2-10参照)	100ppm未満であること (適用除外あり)	RoHS指令 REACH規則 Annex X VII 資源有効利用促進法 ELV指令
11	鉛及びその化合物 (表2-11参照)	1000ppm未満であること (適用除外あり)	RoHS指令 REACH規則 Annex X VII 資源有効利用促進法 ELV指令
12	六価クロム化合物 (表2-12参照)	・皮革製品・部品=3ppm未満 ^{*6} ・上記以外 =1000ppm未満 であること (適用除外あり)	RoHS指令 REACH規則 Annex X VII 資源有効利用促進法 ELV指令
13	水銀及びその化合物 (表2-13参照)	1000ppm未満であること (適用除外あり)	RoHS指令 資源有効利用促進法 水俣条約 ELV指令
14	オゾン層破壊物質 (HCFCを除く) (表2-14参照)	意図的使用禁止 ^{*7}	オゾン層保護法 モントリオール議定書 米国フロン税
15	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) (表2-15参照)	意図的使用禁止 ^{*2}	ODS規則 米国大気浄化法 オゾン層保護法 モントリオール議定書 Fガス規則
16	ホルムアルデヒド (表2-16参照)	気中濃度0.1ppm未満であること(ドイツ化学品禁止規則) ^{*8} 気中濃度0.15mg/m ³ 未満であること (ホルムアルデヒド規制) ^{*8} (規制対象に限定あり)	ドイツ化学品禁止規則 ホルムアルデヒド規制 TSCA
17	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びその塩 (別名: パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩) (表2-17参照)	意図的使用禁止 かつ、 ・成形品、部品=1000ppm未満 ^{*2} ・表面処理=1μg/m ² 未満 ^{*2} であること	化審法 POPs条約 POPs規則 Annex I
18	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (表2-18参照)	意図的使用禁止 ^{*2}	化審法
19	ジメチルスマレート (DMF) (表2-19参照)	0.1ppm未満であること ^{*2}	REACH規則 Annex X VII

(続き有り)

No.	物質／物質群（日本語）	旭東電気(株)の規制値	主な参考法令
20	多環芳香族炭化水素 (PAH) (表2-21参照)	1ppm未満であること ^{*2} (規制対象に限定あり)	REACH規則 Annex X VII
21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) (表2-22参照)	意図的使用禁止 かつ100ppm未満であること ^{*2}	化審法 POPs条約 POPs規則 Annex I
22	フタル酸エステル(4種) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) [DEHP] ・フタル酸ブチルベンジル [BBP] ・フタル酸ジ-n-ブチル [DBP] ・フタル酸ジイソブチル [DIBP] (表2-23参照)	・ RoHS指令対象機器 1種の濃度で1000ppm未満であること ・ RoHS指令対象機器以外 4種の合計濃度で1000ppm未満であること	RoHS指令 REACH規則 Annex X VII
23	塩化リン酸エステル系難燃剤(3種) ・トリス(1, 3-ジクロロ-2-ブロビル) ホスファート [TDCPP] ・トリス(2-クロロエチル) =ホスファート [TCEP] ・トリス(1-クロロ-2-ブロビル) =ホスファート [DBP] (表2-24参照)	1000ppm未満であること ^{*2} (適用除外あり)	米国国内法 (自治体法を含む)
24	ハイドロフルオロカーボン (HFC) (表2-25参照)	意図的使用禁止 ^{*2} (規制対象に限定あり)	カナダ環境保護法1999 Fガス規則
25	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、 その塩、及びPFOA関連物質 (別名：パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩、及びPFOA関連物質) (表2-26参照)	意図的使用禁止かつ、 ・PFOA(塩を含む)の場合、 25ppb(0. 025ppm)未満であること ^{*2} ・1つまたは複数のPFOA関連物質の 組み合わせの場合、濃度合計が 1000ppb(1ppm)未満であること ^{*2} (適用除外あり)	POPs規則 Annex I 化審法 POPs条約
26	炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(PFCA)とその塩、及びC9-C14_PFCA関連物質 (別名：炭素数9から14のパーフルオロカルボン酸(PFCA)とその塩、及びC9-C14_PFCA関連物質) (表2-27参照)	・C9-C14_PFCA(塩を含む)の場合、 25ppb(0. 025ppm)未満であること ^{*2} ・1つまたは複数のC9-C14_PFOA 関連物質の組み合わせの場合、 濃度合計が260ppb未満であること ^{*2} (適用除外あり)	REACH規則 Annex X VII
27	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質 (別名：パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質) (表2-28参照)	意図的使用禁止かつ、 ・PFHxS(塩を含む)の場合、 25ppb(0. 025ppm)未満であること ^{*2} ・1つまたは複数のPFHxS関連物質の 組み合わせの場合、濃度合計が 1000ppb(1ppm)未満であること ^{*2}	POPs条約
28	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) (表2-29参照)	意図的使用禁止 ^{*2} (適用除外あり)	TSCA

(続き有り)

No.	物質／物質群（日本語）	旭東電気(株)の規制値	主な参考法令
29	デクロランプラス™ (1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18 - ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 05] オクタ デカ-7, 15-ジエン) (表2-30参照)	意図的使用禁止*2 (適用除外あり)	POPs条約
30	UV-328 2-(2H-ベンゾトリアゾール, 2-イ ル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェ ノール (表2-31参照)	意図的使用禁止*2 (適用除外あり)	POPs条約

- *1 IEC62321 「Determination_of_certain_substances_in_electrotechnical_products : 電気・電子機器中における特定物質の定量」
- *2 サプライチェーンに遡って、規制内容を順守できている事を確認できれば、当該物質の不使用の確認の為の分析は不要とする。
尚、不純物含有事例が確認された場合は、別途対応する。
- *3 スズ含有濃度=[均質材料中の特定有機スズ化合物の濃度] × [スズ換算係数]
スズ換算係数= $\frac{118.7^{*A}}{\text{[特定有機スズ化合物の分子量]}} \times N^{*B}$
*A : スズの原子量 *B : スズ化合物中のスズ原子量
- *4 ジブチルスズ化合物を1000ppm未満の濃度で意図的使用している場合は、規制値1000ppm未満であることを保証するエビデンス(例：精密分析データ)の提出を購入先にお願いする場合がある。
- *5 規制値1000ppmは、PBB, PBDEそれぞれの物質群の濃度を示す。
- *6 皮革製品または皮革部品の総乾燥重量を分母として、六価クロムの重量を3ppm未満にすること。なお、クロムなめし加工(三価クロムなめし加工を含む)を行った皮革製品および皮革部品については分析により、六価クロム含有率が3ppm未満であることを確認する。一方、クロムなめし加工を行っていない皮革製品および皮革部品については、サプライチェーンを遡って、六価クロム含有率が3ppm未満を順守できていることを確認できれば、当該物質の分析は不要とする。
- *7 オゾン層破壊物質の製造工程使用(製品または部品に含有しないが、製品または部品の製造時に意図しての使用(例: 洗浄工程))も含めて、該当物質の使用を禁止している。
- *8 それぞれの法律で定められた試験方法に準じる。
- *9 REACH規則やPOPs規則などでは、その規制前に上市した製品の補修用スペアパーツであっても、RoHS指令とは異なり禁止物質は含有してはならない。一方、RoHS指令では、規制開始前または除外満了前に上市した製品の補修用スペアパーツに対しては、RoHS指令の禁止物質の含有が免除される。RoHS指令では、規制開始後または除外満了後に上市された製品の補修用スペアパーツには、禁止物質を含有してはならない。法規制により要求が異なるので注意が必要。
- *10 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについても考慮する。
- *11 規制値500ppmは、PBDEの物質群の濃度を示す。

『表2』：禁止物質レベル1の規制対象

表2-1

物質／物質群名：ポリ塩化ビフェニル(PCB)類

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) 絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、難燃剤、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント

表2-2

物質／物質群名：ポリ塩化ターフェニル(PCT)類

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) 絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、難燃剤、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント

表2-3

物質／物質群名：アスベスト類

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) ブレーキライニングパッド、ガスケット（シーリング材）、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材

表2-4

物質／物質群名：特定有機スズ化合物（1）

「ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBT0)」、「3置換有機スズ化合物」

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) 「ビス(トリブチルスズ)=オキシド」：塗料、顔料、防腐剤
「3置換有機スズ化合物」：塗料、顔料、安定剤

表2-5

物質／物質群名：特定有機スズ化合物（2）

「ジブチルスズ化合物」(Dibutyltincompound(DBT))

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) 樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒、シリコーン用硬化触媒、ガラス被覆剤、ゴム用改質剤

表2-6

物質／物質群名：特定有機スズ化合物（3）

「ジオクチルスズ化合物」(Diocetyltincompound(DOT))

《規制対象》

- ・以下の用途。

- ・皮膚に触れる繊維
- ・壁、フロアカバー
- ・2成分室温硬化モールドキット(RTV-2モールドキット)

表2-7

物質／物質群名：短鎖型塩化パラフィン(C10-13)
(short-chain chlorinated paraffins; SCCPs)

《規制対象》

- ・すべての用途。
例) ポリ塩化ビニル(PVC)用可塑剤、難燃剤

表2-8

物質／物質群名：特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE)
(Deca BDE(デカブロモジフェニルエーテル)を含む、全てのPBB、PBDE)

《規制対象》

- ・すべての用途。
PBBの合計、あるいはPBDEの合計で1000ppm未満であること。
PBDEについては、RoHS指令対象外の成形品(電池^{*1}の材料としての用途^{*2}、自動車用部品、包装材、玩具・育児用品など)は、PBDEの合計で500ppm未満であること。

表2-9

物質／物質群名：ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上の物質)

《規制対象》

- ・すべての用途。
例) 潤滑剤、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)絶縁材、難燃剤

表2-10

物質／物質群名：カドミウムおよびその化合物

《規制対象》

- ・適用除外に示す用途以外のすべての用途。
例) プラスチック(ゴム、フィルムを含む)に用いられる安定剤、顔料、染料、塗料、インキ、蛍光体、合金、包装材など

適用除外

- ・【付属書-2】「除外項目一覧表」に記載のある用途・項目
・電池^{*1}の材料としての用途^{*2}(欧州電池指令による)

表2-11

物質／物質群名：鉛およびその化合物

《規制対象》^{*3}

- ・適用除外に示す用途以外のすべての用途。
例) 塗料、顔料、染料、インキ、プラスチック(ゴムを含む)材料中の安定剤部品の外部電極、リード端子等のはんだ処理、包装材など

適用除外

- ・【付属書-2】「除外項目一覧表」に記載のある用途・項目
・電池^{*1}の材料としての用途^{*2}(欧州電池指令による)

*1：電池(一次電池)、蓄電池(二次電池)及び電池パック

*2：電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

*3：北米向けの製品で、カリфорニア州プロポジション65規制の和解合意書(2002年9月3日)に該当する製品は、コードの表面を覆う素材に意図的に鉛が加えられている場合、または、鉛の含有量が300ppm(0.03%)を超える場合は、警告表示が必要。

表2-12

物質／物質群名：六価クロム化合物

《規制対象》

- ・皮膚に接触する皮革製品および皮革部品。
- ・上記以外で適用除外に示す用途以外のすべての用途。
例) 防錆処理、樹脂、塗料、顔料、インキ、包装材、革など

適用除外

- ・【付属書-2】「除外項目一覧表」に記載のある用途・項目
- ・電池^{*1}の材料としての用途^{*2}(欧州電池指令による)

表2-13

物質／物質群名：水銀およびその化合物

《規制対象》

- ・適用除外に示す用途以外のすべての用途。
例) 顔料、染料、塗料、インキ、時間計等のインジケータ、水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー、プラスチックへの調剤、包装材など

適用除外

- ・【付属書-2】「除外項目一覧表」に記載のある用途・項目
- ・水銀電池を除く電池^{*1}の材料としての用途^{*2}(欧州電池指令による)

*1：電池(一次電池)、蓄電池(二次電池)及び電池パック

*2：電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

表2-14

物質／物質群名：オゾン層破壊物質(HCFCを除く)

《規制対象》

- ・すべての用途。
例) 冷媒、発泡剤、実装基板の洗浄剤など

表2-15

物質／物質群名：ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)

《規制対象》

- ・すべての用途^{*6}
例) 冷媒、発泡剤、実装基板の洗浄剤など

*6：モントリオール議定書の第五条「開発途上国の特別な事情」の適用を受ける

開発途上国に対しては、技術的及び経済的に考慮し対応すること。

表2-16

物質／物質群名：ホルムアルデヒド

《規制対象》^{*4 *5}

- ・パーチクルボード、MDF(Medium Density Fiberboard: 中密度繊維板)などを用いた木工の製品および部品は下記の条件を満たすこと。
例) スピーカボックス、ラックなど
 - ・意図的な使用の禁止ではなく、『表1』の規制値未満を保証すること。
但し、法規制対象地域以外の製品については、0.5mg/L(JISデシケータ法)未満を適用することも可能である。

*4: 北米向けの製品で、カリフォルニア州で販売される合板及び合板を含む最終製品については、「ホルムアルデヒドを発生する合板に関する規制(California Composite Wood Products ATCM)」の規制内容を確認の上、個別に対応すること。

*5: 繊維中のホルムアルデヒドの含有については、オーストリアで規制(Austria - BGB I 1990/ 194: Formaldehydverordnung, 規制値=75ppm)があるため、欧州向けの該当する製品は、規制内容を確認の上、個別に対応すること。

表2-17

物質／物質群名：ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) およびその塩

(別名：ペーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩)

(Perfluorooctane sulfonic acid; PFOS, 分子式C₈F₁₇SO₂X

X=OH、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他誘導体)

《規制対象》

- ・すべての用途。

表2-18

物質／物質群名：特定ベンゾトリアゾール

(2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) プラスチック樹脂用紫外線吸収剤、プラスチック建材、昇華転写型写真のコーティング樹脂

表2-19

物質／物質群名：ジメチルフマレート (Dimethylfumarate; DMF)

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) 防湿剤、防カビ剤

表2-20

物質／物質群名：特定アミンを形成するアゾ染料、顔料

『規制対象』

- ・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革製品。
- 例) 衣類、寝具、タオル、ヘアピース、かつら、帽子その他の衛生用品、寝袋、履物、手袋、腕時計バンド、イヤホーン、ヘッドホーン、ストラップ、ショルダーベルト 等

発生してはならない特定アミン一覧 (REACH規則-Annex XVIIより)

CAS No.	物質名	English Name
92-67-1	4-アミノジフェニル	biphenyl-4-ylamine 4-aminodiphenyl xenylamine
92-87-5	ベンジジン	Benzidine
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン	4-chloro-o-toluidine
91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
97-56-3	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene 4-amino-2',3-dimethylazobenzene 4-o-tolylazo-o-toluidine
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine
106-47-8	4-クロロアニリン	4-chloroaniline
615-05-4	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン	4-methoxy-m-phenylenediamine
101-77-9	4, 4-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-methylenedianiline 4,4'-diaminodiphenylmethane
91-94-1	3, 3-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine 3,3'-dichlorobiphenyl-4,4'-dianisidine
119-90-4	3, 3-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine o-dianisidine
119-93-7	3, 3-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine 4,4'-bi-o-toluidine
838-88-0	3, 3-ジメチル-4, 4-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine
120-71-8	p-クレイジン	6-methoxy-m-toluidine p-cresidine
101-14-4	4, 4-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis-(2-chloro-aniline) 2,2'-dichloro-4,4'-methylene-dianiline
101-80-4	4, 4-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline
139-65-1	4, 4-チオジアニリン	4,4'-thiodianiline
95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine 2-aminotoluene
95-80-7	2, 4-トルエンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine (2,4-toluenediamine)
137-17-7	2, 4, 5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine 2-methoxyaniline
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene

表2-21

物質／物質群名：多環芳香族炭化水素 (Polycyclic aromatic hydrocarbons;PAH)

《規制対象》

- 人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返される、ゴムまたはプラスチック部品
例) 自転車、ゴルフクラブ、ラケットのようなスポーツ用具、家庭用品、台車、歩行器、家庭用の工具、衣服、履物、手袋及びスポーツウェア、腕時計バンド、リストバンド、マスク、髪飾り等

対象物質一覧

CAS No.	物質名	English Name
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	Benzo[a]pyrene (BaP)
192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	Benzo[e]pyrene (BeP)
56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	Benzo[a]anthracene (BaA)
218-01-9	クリセン	Chrysene (CHR)
205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene (BbFA)
205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene (BjFA)
207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene (BkFA)
53-70-3	ジベンゾ[a, h]アントラセン	Dibenzo[a, h]anthracene (DBAhA)

表2-22

物質／物質群名：ヘキサブロモシクロドデカン (Hexabromocyclododecane;HBCD)

《規制対象》

- すべての用途。
例) 難燃剤

表2-23

物質／物質群名：フタル酸エステル (4種)

- フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) [DEHP^{*2}]
- フタル酸ブチルベンジル [BBP]
- フタル酸ジ-n-ブチル [DBP]
- フタル酸ジイソブチル [DIBP]

《規制対象》

- RoHS指令対象の製品・部品は、1種で1000ppm未満であること。
- REACH規則Annex X VIIのフタル酸エステル類に関する制限条項対象製品（電池^{*1}の材料としての用途、包装材、玩具、育児用品など）は4種の合計で1000ppm未満であること。

例：ゴム、エストラマー、樹脂（特にポリ塩化ビニル）用可塑剤、塗料、インク接着剤用添加剤

*1：電池（一次電池）、蓄電池（二次電池）及び電池パック

電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

*2：別名のDOP(フタル酸ジオクチル)で表現される可能性がある為、注意すること

表2-24

物質／物質群名：塩化リン酸エステル系難燃剤 (3種) <ul style="list-style-type: none"> ・トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファー [TDCPP] ・トリス(2-クロロエチル)ホスファート [TCEP] ・トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスファート [TCPP] 	
『規制対象』 <ul style="list-style-type: none"> ・適用除外に示す用途以外のすべての用途。 例) 難燃剤 	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車とその交換部品 ・商用、住宅建築物の断熱材または配線類 ・デスクトップおよびラップトップのコンピュータ、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲーム・コンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるものでスクリーンが組み込まれた携帯用端末とその周辺機器、ならびにケーブルやアダプタ等の接続装置 ・保存メディア(CD、コンピュータゲーム等のインターラクティブソフトウェア)

表2-25

物質／物質群名：ハイドロフルオロカーボン (HFC)			
『規制対象』			
<ul style="list-style-type: none"> ・下記対象HFCを含む製品(家庭用エアコン及び家庭用ヒートポンプ給湯器は対象外)個別用途毎にHFCのGWP(地球温暖化係数)によって規制される。 			
例) <ul style="list-style-type: none"> ・スタンドアローン冷却機器、集中冷却機器 ・チラー、移動可能冷却機器、家庭用冷蔵庫 ・HFCを使用して製造した押出ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォーム、高压ポリウレタンスプレーフォーム、低压ポリウレタンスプレーフォーム、 ・自動車のエアコン ・エアロゾル 			
対象物質一覧			
CAS No.	物質名	English Name	別名
75-46-7	トリフルオロメタン	Trifluoromethane	HFC-23
75-10-5	ジフルオロメタン	Difluoromethane	HFC-32
593-53-3	フルオロメタン	Methyl fluoride	HFC-41
354-33-6	1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロエタン	Ethane, 1, 1, 1, 2, 2-pentafluoro-	HFC-125
359-35-3	1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン	1, 1, 2, 2-Tetrafluoroethane	HFC-134
811-97-2	1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	1, 1, 1, 2-Tetrafluoroethane	HFC-134a
430-66-0	1, 1, 2-トリフルオロエタン	1, 1, 2-Trifluoroethane	HFC-143
420-46-2	1, 1, 1-トリフルオロエタン	Ethane, 1, 1, 1-Trifluoro-	HFC-143a
624-72-6	1, 2-ジフルオロエタン	1, 2-Difluoroethane	HFC-152
75-37-6	1, 1-ジフルオロエタン	1, 1-Difluoroethane	HFC-152a
431-89-0	1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘptaフルオロプロパン	Propane, 1, 1, 1, 2, 3, 3-heptafluoro-	HFC-227ea
677-56-5	1, 1, 1, 2, 2, 3-ヘキサフルオロプロパン	1, 1, 1, 2, 2, 3-Hexafluoro-propane	HFC-236cb
431-63-0	1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン	1, 1, 1, 2, 3, 3-Hexafluoro-propane	HFC-236ea
690-39-1	1, 1, 1, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン	Propane, 1, 1, 1, 3, 3-hexafluoro-	HFC-236fa
679-86-7	1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン	1, 1, 2, 2, 3-Pentafluoropropane	HFC-245ca
460-73-1	1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロプロパン	1, 1, 1, 3, 3-Pentafluoropropane	HFC-245fa
406-58-6	1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタン	1, 1, 1, 3, 3-Pentafluorobutane	HFC-365mfc
138495-42-8	1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5-デカフルオロベンタン	Pentane, 1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5-decafluoro-	HFC-43-10mee
353-36-6	フルオロエタン	Fluoroethane	HFC-161

表2-26

物質／物質群名：ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩、及びPFOA関連物質
 (別名：パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩、及びPFOA
 関連物質)

《規制対象》

- すべての用途。

例) フッ素樹脂／ゴム、フッ素コーティング、半導体露光工程での反射防止剤

表2-27

物質／物質群名：炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(C9-14_PFCA)とその塩
 及びC9-C14_PFCA関連物質
 (別名：炭素数9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-14_PFCA)とその塩
 及びC9-C14_PFCA関連物質)

《規制対象》

- 適用除外に示す用途以外のすべての用途。

例) フッ素樹脂／ゴム、フッ素コーティング、半導体露光工程での反射防止剤

適用除外

- 電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての1ppm以下のC9-14_PFCA
- 半導体素子自体、または半完成・完成電気電子機器に組み込まれた半導体素子(2023年12月31日まで)

表2-28

物質／物質群名：ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩、及びPFHxS
 関連物質
 (別名：パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxs)とその塩、及び
 PFHxs関連物質)

《規制対象》

- すべての用途。

例) フッ素コーティング、金属めつき

表2-29

物質／物質群名：リン酸トリス(イソプロピルフェニル(PIP(3:1)))

《規制対象》

- 適用除外に示す用途以外のすべての用途。

例) 難燃可塑剤

適用除外

- 潤滑油及びグリース
- 自動車および航空宇宙機のための新規部品及び交換部品
- リサイクルされたプラスチックから製造したPIP(3:1)を含有する製品
 又は成形品
 (但し、リサイクルまたは生産工程において新規にPIP(3:1)が添加されていないこと)
- 接着剤及び封止剤(2024年7月6日まで)

表2-30

物質／物質群名：デクロランプラス™
(1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 18, 18- ドデカクロロペンタシクロ[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン)

《規制対象》

- ・適用除外に示す用途以外のすべての用途。
例) 難燃剤

適用除外

- ・航空宇宙、防衛用途
- ・医療用画像診断と放射線治療の装置／設備

表2-31

物質／物質群名：UV-328
(2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール)

《規制対象》

- ・適用除外に示す用途以外のすべての用途。
例) プラスチック樹脂用紫外線吸収剤

適用除外

- ・自動車(トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業用などを含む)
- ・産業塗装(エンジニアリング機械／鉄道輸送／大型鋼構造物の重防食塗装など)

6.2 : 禁止物質レベル2 (『表3』 参照)

『表3』 : 禁止物質レベル2 リスト (物質／物質群)

No.	物質／物質群 (日本語)	主な参考法令	納入禁止日
1	ポリ塩化ビニール(PVC) およびその混合物 (表4-1参照)	当社の自主規制	-
2	中鎖型塩化パラフィン (MCCP、C14-17) (表4-2参照)	RoHS指令 REACH規則 POPs条約	今後の法規制動向に応じて設定
3	炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCA) とその塩及びC15-C21 PFCA 関連物質 (別名 : 炭素数15から21のパーフルオロカルボン酸 等 (表4-3参照))	POPs条約 カナダ環境保護法	今後の法規制動向に応じて設定
4	ビスフェノールA(別名 : BPA、2,2-ビス (4-ヒドロキシフェニル)プロパン)と類似懸念 があるビスフェノール類 (表4-3参照)	REACH規則	今後の法規制動向に応じて設定

『表4』：禁止物質レベル2の規制対象

表4-1

物質／物質群名：ポリ塩化ビニル(PVC)およびその混合物

《規制対象》

- ・適用除外に示す用途以外の次の用途。

(1)：電気・電子機器の新製品における機器*内部配線

(2)：製品および製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装材

なお、使用制限となる個々の部品、材料は、当社からの要請に基づき対応のこと。

但し、ポリ塩化ビニル代替材料はハロゲンフリー(フッ素を除く)であることを原則とし、難燃剤として赤リンを使用する場合には、製品安全上の基準に適合すること。

*：但し、RoHS指令において機器として扱われるケーブルを除く

適用除外	安全性など品質が保てない場合、調達面で困難な場合、法規制などで材料が指定されている場合、お客様から材料指定された場合等
------	---

表4-2

物質／物質群名：中鎖型塩化パラフィン (MCCP、C14-17)

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) 難燃剤、可塑剤、金属加工用の潤滑剤・冷却剤

表4-3

物質／物質群名：炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩及びC15-C21 PFCA関連物質

(別名：炭素数15から21のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩及びC15-C21PFCA関連物質)

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤

表4-4

物質／物質群名：ビスフェノールA(別名：BPA、2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン)と類似懸念があるビスフェノール類

《規制対象》

- ・すべての用途。

例) エポキシ樹脂やポリカーボネート樹脂の原材料

6.3 : 禁止物質レベル2 (『表5』参照)

『表5』 : 禁止物質レベル3 リスト (物質／物質群)

物質／物質群 (日本語)	主な参考法令
DEHP、BBP、DBP、DIBP以外のフタル酸エステル ^{*1}	REACH規則 Annex XVII (対象は玩具) カリフォルニア州プロポジション65 TSCA
三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	REACH規則 Annex XIV (認可対象物質)
塩化コバルト	REACH規則 Annex XIV (認可対象物質)勧告案
セラミック繊維	REACH規則 Annex XIV (認可対象物質)勧告案
酸化ベリリウム	WEEEリサイクルへの情報提供対象物質
ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) (別名: パーフルオロヘキサン酸)	REACH規則 Annex XVII
デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	カナダ環境保護法
リン酸トリフェニル (TPP)	TSCA
添加型テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	RoHS指令
ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	米国特定州法 包装材有害物質規制

*1 : フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジペンチル、フタル酸ジイソペンチル、フタル酸ジ-n-オクチル、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)など

6.4 : 管理物質

本指針における管理物質は、『表6』に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とする。

なお、これらの物質はアーティクリルマネージメント推進協議会(JAMP)が規定する「chemSHERPA管理対象物質(最新版)」の対象物質から、本指針で規定する禁止物質を除いた物質に相当する。

また、管理物質に該当する物質で、条約・法・条令・業界指針などで、個別に対象地域や製品などに対して規定されている場合は、それらを完全に順守すること。

注：部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材で、法的対応等が必要でない場合は、「管理物質」の含有報告は不要である。

(法的対応の例: REACH規則の対象となる部品を包装材と共にEUに輸出する場合、管理物質のうち、REACH規則-認可対象候補物質(高懸念物質: SVHC)について含有報告が必要)

『表6』：管理物質の法規制、業界標準等

対象	備考
化審法（第一種特定化学物質）	本指針で規定の禁止物質を除く
米国有害物質規制法（Toxic_Substances_Control_Act : TSCA） 使用禁止または制限の対象物質（第6条）	本指針で規定の禁止物質を除く
EU REACH規則 Annex XVII 制限対象物質	本指針で規定の禁止物質を除く
EU REACH規則 認可対象候補物質（高懸念物質；SVHC） および Annex XIV（認可対象物質）	本指針で規定の禁止物質を除く
EU POPs規則 Annex I	本指針で規定の禁止物質を除く
GADSL（自動車業界） (Global_Automotive_Declarable_Substance_List)	本指針で規定の禁止物質を除く
IEC-62474（電気電子業界） (Material_Declaration_for_Products_of_and_for_the_Electrotechnical_Industry)	本指針で規定の禁止物質を除く

6.5：本指針で規定する物質

「禁止物質」および「管理物質」の例示物質リストを『【付属データ-1】『旭東電気(株)化学物質管理ランク指針』禁止物質(レベル1, 2, 3)-管理物質_例示物質リスト』示す。尚、本リストはあくまで例示物質であるため本リストに掲載されていない物質についても、「禁止物質」「管理物質」に該当する場合は報告が必要である。

『【付属データ-1】『旭東電気(株)化学物質管理ランク指針』禁止物質 (レベル1, 2, 3)-管理物質_例示物質リスト』

- ①：上記の【付属データ】、本書中に記される【付属書】に関する問い合わせ窓口は品質保証部が行い、配布・管理についても同課が行う。
- ②：法規・法令の改正等により【付属データ】【付属書】が更新された際は個別に品質保証部より情報展開を行う。

本指針で規定する「禁止物質」、「管理物質」の法規制、業界標準毎の例示物質は次の文書、リストを参照のこと。

「chemSHERPA管理対象物質説明書」^{*1}

本指針での「管理物質」に対する該当／非該当を確認するために、以下のデータ作成支援ツールを用いる。但し、本ツールは補助的なものであるため、データ作成支援ツールで「管理物質」に該当しない場合でも、対象の法規制などに該当することがわかっている場合は報告のこと。

「chemSHERPAデータ作成支援ツール[AI] (最新版)」^{*1}

「chemSHERPAデータ作成支援ツール[CI] (最新版)」^{*1}

資料・リスト・ツールの参照、入手先

*1：<https://chemsherpa.net/tool>

7. 化学物質情報の伝達

当社では、含有化学物質情報の伝達に以下の情報・証明書及び検査結果を用いる。

- ① : SDS (MSDS) (" 化学物質" の場合)
- ②-1 : chemSHERPA-CI (" 化学物質" の場合)
- ②-2 : chemSHERPA-AI (" 成形品" の場合)
- ②-3 : MSDSplus (②-1の代用) (" 化学物質" の場合)
- ②-4 : AIS (②-2の代用) (" 成形品" の場合)
- ③-1 : Mill-Sheet (" 鉄鋼材" の場合)
- ③-2 : 成分表 (" 鉄鋼材" 以外の場合)
- ④ : RoHS指令対象10物質の精密分析データ(結果)
- ⑤ : 製品に関する化学物質についての不使用保証書
（【付属書-4】『製品に関する化学物質についての不使用保証書』
_第7版(Ver. 14)の当社標準書式を参照）
- ⑥ : 樹脂難燃剤-含有確認書 (" 非金属部品" の場合)
（【付属書-5】『樹脂難燃剤_含有確認書』の当社標準書式を参照）

8. 教育・訓練

環境化学物質管理に関する部門は、教育訓練を要する対象者に対し教育訓練を実施する。

9. 記録の管理

『Q1-02：記録管理規定』に基づき実施する。